

平成30年 第2回臨時会

# 新上五島町議会会議録

平成30年2月22日（1日間）

新上五島町議会



# 会 議 録 目 次

|   |     |
|---|-----|
| 会期日程  | 2   |
| 上程案件及び処理結果  | 〃   |
| <b>第 1 日（2 月 2 2 日）本会議</b>                              |     |
| 出席議員  | 3   |
| 欠席議員  | 〃   |
| 説明のため出席した者の職氏名  | 4   |
| 議会事務局出席者  | 〃   |
| 議事日程  | 5   |
| 会議録署名議員の指名  | 6   |
| 会期の決定について   | 〃   |
| 諸報告   | 〃   |
| 専決処分事項の報告について（奈良尾総合体育館大規模改修工事にかかる請負の変更契約について）           | 〃   |
| 専決処分事項の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）                        | 7   |
| 専決処分事項の報告について（有川運動公園施設長寿命化対策支援工事（野球場照明）にかかる請負の変更契約について） | 1 0 |
| 平成 2 9 年度新上五島町一般会計補正予算（第 8 号）                           | 1 1 |
| 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について                                   | 1 4 |

## 平成30年新上五島町議会第2回臨時会

### 会 期 日 程 表

1. 会 期      2月22日（1日間）

2. 会期日程

| 日 程 | 月 日   | 曜日 | 種 別 | 開議時刻 | 内 容   |
|-----|-------|----|-----|------|---|
| 第1日 | 2月22日 | 木  | 本会議 | 午後1時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開 会</li> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸報告</li> <li>・報告（第2～4号）</li> <li>・議案（第10、11号）</li> <li>議案の上程説明、質疑、討論、採決</li> <li>・閉 会</li> </ul> |

#### 平成30年第2回臨時会上程案件及び処理結果

| 議案案件 | 番号 | 件 名   | 元号 | 年  | 月 | 日  | 処理結果 |
|------|----|---|----|----|---|----|------|
| 報 告  | 2  | 専決処分事項の報告について（奈良尾総合体育館大規模改修工事にかかる請負の変更契約について）           | 平成 | 30 | 2 | 22 | 報 告  |
| 報 告  | 3  | 専決処分事項の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）                        | 平成 | 30 | 2 | 22 | 報 告  |
| 報 告  | 4  | 専決処分事項の報告について（有川運動公園施設長寿命化対策支援工事（野球場照明）にかかる請負の変更契約について） | 平成 | 30 | 2 | 22 | 報 告  |
| 議 案  | 10 | 平成29年度新上五島町一般会計補正予算（第8号）                                | 平成 | 30 | 2 | 22 | 原案可決 |
| 議 案  | 11 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について                                   | 平成 | 30 | 2 | 22 | 原案可決 |

平成30年第2回新上五島町議会臨時会会議録

|                 |           |                  |                 |         |    |
|-----------------|-----------|------------------|-----------------|---------|----|
| 招集年月日           |           | 平成30年2月22日       |                 |         |    |
| 招集の場所           |           | 議 場              |                 |         |    |
| 開会の日時及び<br>宣言   | 開 会       | 平成30年2月22日13時00分 | 議 長             | 坪 井 泰 助 |    |
|                 | 閉 会       | 平成30年2月22日13時31分 | 議 長             | 坪 井 泰 助 |    |
|                 | 休 憩       |                  |                 |         |    |
| 応（不応）招議員並びに欠席議員 |           |                  | 出席 16人<br>欠席 0人 |         |    |
| 議席<br>番号        | 氏 名       | 出欠               | 議席<br>番号        | 氏 名     | 出欠 |
| 1               | 谷 口 る み 子 | ○                | 2               | 大 志 保 裕 | ○  |
| 3               | 河 内 一 彦   | ○                | 4               | 川 口 昭 一 | ○  |
| 5               | 住 屋 良 儀   | ○                | 6               | 大 谷 恵 次 | ○  |
| 7               | 本 村 誠 二   | ○                | 8               | 増 田 忠 彦 | ○  |
| 9               | 川 口 正 康   | ○                | 10              | 中 野 千 尋 | ○  |
| 11              | 浜 田 新 一   | ○                | 12              | 本 村 敦 彦 | ○  |
| 13              | 前 田 あ お い | ○                | 14              | 中 山 正 和 | ○  |
| 15              | 荒 木 祥 司   | ○                | 16              | 坪 井 泰 助 | ○  |
| 会議録署名議員         |           | 3 番              |                 | 4 番     |    |
|                 |           | 河 内 一 彦          |                 | 川 口 昭 一 |    |

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名

| 職 名                 | 氏 名       | 職 名             | 氏 名       |
|---------------------|-----------|-----------------|-----------|
| 町 長                 | 江 上 悦 生   | 副 町 長           | 石 田 信 明   |
| 副 町 長               | 萩 原 秀 樹   | 教 育 長           | 道 津 利 明   |
| 会 計 管 理 者           | 渡 辺 綱 二   | 政 策 企 画 担 当 理 事 | 太 田 修     |
| 総 務 課 長             | 堀 江 一 弘   | 財 政 課 長         | 浦 田 重 利   |
| 総 合 政 策 課 長         | 小 柳 哲 也   | 水 産 課 長         | 濱 口 友 司   |
| 建 設 課 長             | 本 田 雄 喜 治 | 生 涯 学 習 課 長     | 宇 戸 佐 一 郎 |
| 職務のために議場に出席した者の職・氏名 |           |                 |           |
| 局 長 補 佐             | 近 藤 豊 典   | 議 会 班 係 長       | 前 田 剛     |
| 議 会 班 主 査           | 山 田 潤     |                 |           |

# 平成30年新上五島町議会第2回臨時会 議事日程

平成30年2月22日（木） 午後1時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告（議会報告、招集挨拶）
- 日程第4 報告第2号 専決処分事項の報告について（奈良尾総合体育館大規模改修工事にかかる請負の変更契約について）
- 日程第5 報告第3号 専決処分事項の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 日程第6 報告第4号 専決処分事項の報告について（有川運動公園施設長寿命化対策支援工事（野球場照明）にかかる請負の変更契約について）
- 日程第7 議案第10号 平成29年度新上五島町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第8 議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

＝午後1時00分 開会＝

**○議長（坪井泰助君）**

ただいまから平成30年新上五島町議会第2回臨時会を開会いたします。

日程に入る前に御報告いたします。本日、議会事務局長が病気入院のため出席できません。したがって、議会事務局長の代理として近藤事務局長補佐に本会議の職務を遂行することを命じたので、御了承願います。

それでは、お手元に配付の議事日程により、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番 河内一彦議員、4番 川口昭一議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（坪井泰助君）**

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3「諸報告」を行います。

初めに、町長から本臨時会に付議する議案の提出がありました。お手元に配付のとおりです。

これで議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から招集の挨拶を受けることにいたします。

**○町長（江上悦生君）（登壇）**

改めまして、こんにちは。本日ここに、平成30年新上五島町議会第2回臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には御健勝で御出席を賜り、衷心より厚く御礼を申し上げます。

本臨時会におきましては、工事請負契約変更に係る専決処分事項2件、和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分事項1件の報告のほか、平成29年度国の補正予算に伴う一般会計補正予算、その予算に関連する辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての合計5議案を提案するものでございます。

何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

（降壇）

**○議長（坪井泰助君）**

これで町長の挨拶を終わります。

日程第4、報告第2号「専決処分事項の報告について（奈良尾総合体育館大規模改修工事にかかる請負の変更契約について）」を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。



○生涯学習課長（宇戸佐一郎君）（登壇）

改めまして、こんにちは。報告第2号、専決処分事項の報告について御説明いたします。

議案集の1ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分事項の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決第7号、専決処分書。

平成29年7月10日に議決された奈良尾総合体育館大規模改修工事に係る請負の変更契約を締結することについて、次のとおり専決処分する。

1. 契約の目的及び3. 契約の相手方につきましては変更はございません。

2. 契約の金額は、変更前1億1,567万3,400円でありましたが、36万3,960円を減額し、1億1,530万9,440円に変更するものであります。

次に、工事の変更内容について御説明いたします。

減額分につきましては、共通仮設費（積み上げ分）における交通誘導員を実績に合わせて減額したことが主なもので、増額分につきましては、電気設備工事における火災報知設備の不良箇所の改修及びコンセント設備の改修を追加したことが主なものでございます。

なお、工期につきましては、あす2月23日となっておりますが、15日付で完成しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。（降壇）

○議長（坪井泰助君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坪井泰助君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号「専決処分事項の報告について（奈良尾総合体育館大規模改修工事にかかる請負の変更契約について）」を終わります。

日程第5、報告第3号「専決処分事項の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○水産課長（濱口友司君）（登壇）

改めまして、こんにちは。報告第3号、専決処分事項の報告について御説明いたします。

議案書の3ページになります。

あわせて、本日お配りしました図面と写真をごらんください。

報告第3号、専決処分事項の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の4ページをお願いいたします。

専決第8号、専決処分書。

平成30年1月17日日本町日島郷94番地7路上における道路の陥没による個人所有の車両破損に関し、和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分をするものであります。

内容につきましては、1. 和解及び損害賠償の相手方は、住所 新上五島町日島郷262番地、氏名 松園文策氏であります。

2. 事故の概要でございますが、平成30年1月17日午後10時30分ごろ、新上五島町日島郷94番地7路上において、道路が陥没し、アスファルトの角に接触したタイヤが破損したものでございます。具体的には日島出張診療所前の漁港臨港道路の舗装面が陥没したことによりまして、アスファルトの角に右前輪が当たり、パンクしたというものでございます。

3. 和解の内容及び損害賠償の額としまして、町は相手方に対し、本件に関する一切の損害賠償金として、2万6,136円を相手方の指定口座に支払う。なお、本件示談のほか、町と相手方には、一切の債権債務関係がないことを確認するとしております。

なお、全国町村会総合賠償補償保険にて支払うこととしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。（降壇）

#### ○議長（坪井泰助君）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

#### ○5番（住屋良儀君）

こういう陥没事故っていうのは往々にしてあるとは思うんですけども、大体、この兆候っていうのはいつぐらいから見られたのか。いきなりこういうふうに陥没するっていうのが、本当にあるのかなと……。既に地盤がちょっと沈下したりとか、アスファルトが割れてたりとかいう、そういう兆候があったんじゃないかと思うんですよね。

それでまた、今の説明の中では、これをどういうふうに処理したと……。損害賠償についてはわかるけど、道路をどのように処理したのかっていう説明までほしいですね。この後どうなったか、ほかの人が落ちたときどうするのか。そういうところまで考えないといけないし。

そしてまた、もう一つ聞きたいんですけど、うちのその施設の管理において、損害賠償っていうのを、どこまで……。求められたら、やはり支払ってっていうのが発生してくるのかなと。どこまでその責任をとらないといけないのかっていうふうなところがある

んですよ。ただ、今回の場合は極端に陥没してますけども、ちょっとした、例えば10センチメートルぐらいのアスファルトは、天気が暑いときなんか、どうしてもくぼんだりしますけど、それによってタイヤが当たりどころが悪くてパンクしたとか、そういう場合にも、損害賠償請求すれば支払いが発生するのかどうかとかね。そういう頻度、程度の問題っていうのもあろうかと思うんですけど、そういう解釈はどういうふうにしたらいいのか、お伺いします。

**○水産課長（濱口友司君）**

事故の兆候につきましては、前日の夕方にちょっと段差というか、へこんでいるという情報が支所のほうに上がったということなんですが、私たち水産課のほうにはその日にはちょっと連絡がなくて、事故があった翌日の18日に私のほうに連絡がありました。

事故の概要につきましては先ほど説明しましたが、松園さんのお話を聞いたところ、走行中に車にショックを感じたのでおりて確認したら、道路が陥没していたと。すぐに危険防止のために、松園さんの厚意によりまして、自分が持っている竹ざおに旗をくくりつけまして、その陥没したところに目印として置いてくれたということでしたので、その分につきましては、私のほうからありがとうございましたとお礼を申し上げました。すぐに土木業者のほうとお話をしまして、その日の午後3時ぐらいには、一旦埋め戻しを砕石で行いました。その後、落ち着いた後に、アスファルト舗装を行ったということです。

以上です。

**○総務課長（堀江一弘君）**

事故の対応ですけれども、それぞれ、いろんな事故のパターン、ケースがあると思います。それで、そこはやはり相手方との協議で、過失割合とかいうのを当然話し合ったりする必要はあるかと思えます。

町村会のほうに事故報告ということをしめますけれども、町村会のほうでも保険対応の部分で疑義があれば、どうなのかっていうような意見ももちろん返ってくるわけですから、その辺で、相手方との協議が発生するということになります。ですから、どのようなパターンで発生するかということで、ケース・バイ・ケースで、やはり変わってくる部分はあるかと思えます。

以上です。

**○水産課長（濱口友司君）**

事故の兆候につきましては、なかなか事前には把握できないんですが、今後はちょっと、1年に1回とか半年に1回とか、バックホー等の爪やバケットで現場の路面とかをたたいたりして見て、もし中が空洞とかになってきてちょっと危ないということであれば、もう事前に落として埋め戻しとか、そういう自己対策を行うということで、課内のほうでは確認をしました。

以上です。

**○5番（住屋良儀君）**

これは水産課だけの問題じゃないと思うんですよね。全体の道路とかいろんな施設…、財産管理課長を経験されていてわかると思いますけど、いろんな施設が老朽化した中で、事故っていうのはいつ起きるかわからないんですよね。そういった中で、やはりその管理者責任をどこまで問われるか。最近、訴訟社会になってきて、ちょっとしたことでもすぐ裁判沙汰になったりとかね。そういった中で、やはり財産とかそういう施設を持っているほうが弱いような感じになりつつあるんでね。そこら辺はもう十分、その点検等も注意しながらやっていただければと。

それとまた、今回については、見たら、夜の10時半ですからね。これ、全然わからないですよね。ライトで照らしても全然見えないし、道路の真ん中ですよ。まあ、大事に至らなくてよかったなという気はしてるんですけども、やはり、こういうふうになる前に、やっぱり原因とか、例えば、道路の陥没については、アスファルトですから、表面だけアスファルトがあったとしても、やはりちょっとした沈下とかそういうのがあり、見えると思うんでね。そういった部分については、早急に……。支所のほうにも連絡があったけれども、その後、例えば打音とかね、ちょっとした……。先ほどはバックホーっていったけど、バックホーだったら、ちょっと手間と時間と運搬費とかかるので、例えば金づちなんか持って行ってたたいてみたら、空洞の部分というのは、打音検査すれば、音である程度わかる部分もあると思うんでね。そういった中で、調査っていうのはあっていいんじゃないかなと思いますよ。

ただ、その中で人手が足りないとか言われたら、町長は耳が痛くなると思いますけども、そこら辺は十分安全管理に徹していただきたいと、そういうふうに思っています。答弁はいいです。

**○議長（坪井泰助君）**

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**○議長（坪井泰助君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第3号、専決処分事項の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終わります。

日程第6、報告第4号「専決処分事項の報告について（有川運動公園施設長寿命化対策支援工事（野球場照明）にかかる請負の変更契約について）」を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

**○建設課長（本田雄喜治君）（登壇）**

こんにちは。報告第4号、専決処分事項の報告について御説明いたします。

議案集の5ページをお願いいたします。

報告第4号、専決処分事項の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

専決第9号、専決処分書。

平成29年9月1日に議決された有川運動公園施設長寿命化対策支援工事（野球場照明）に係る請負の変更契約を締結することについて、次のとおり専決処分する。

1. 契約の目的及び3. 契約の相手方については変更はありません。

2. 契約の金額。変更前8,964万円、変更後431万280円増額し、9,395万280円に変更するものでございます。

次に、主な変更の内容について御説明いたします。

当初の設計では、照明塔4基の基礎コンクリート下部に地盤改良工事を実施する予定でしたが、一塁側照明塔においては床掘したところ岩盤が確認できましたので、地盤改良工事が不要となり、減工いたしました。

三塁側照明塔の基礎工事においては、地下水や潮の干満等により切土法面崩壊が発生したため、安全対策として矢板による仮設工を追加施工いたしました。また、基礎床掘において撤去したグラウンド周囲の既設ゴムチップ舗装の復旧費等を追加施工いたしました。

以上で報告を終わります。御審議方、よろしくをお願いいたします。（降壇）

**○議長（坪井泰助君）**

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**○議長（坪井泰助君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号「専決処分事項の報告について（有川運動公園施設長寿命化対策支援工事（野球場照明）にかかる請負の変更契約について）」を終わります。

日程第7、議案第10号「平成29年度新上五島町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○財政課長（浦田重利君）（登壇）**

こんにちは。議案第10号、平成29年度新上五島町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項の規定により提案するものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は歳入歳出それぞれ2億9,700万5,000円を追加し、補正後の予算総額を171億1,550万1,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費は3ページの第2表にお示しのとおり、国の平成29年度補正予算で離島活性化交付金の内示を受けた新魚目総合体育館大規模改修事業について、年度内に事業完了に伴う支出が見込めないため、2億9,700万5,000円を繰り越すものでご

ざいます。

第3条の地方債の補正は、3ページの第3表にお示しのとおり、辺地債で新魚目総合体育館大規模改修事業1億5,090万円の追加でございます。

それでは、事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

5ページをお開きください。

10款教育費、6項社会体育費は、2億9,700万5,000円の増額で、国の平成29年度補正予算に伴い、離島活性化交付金事業として内示を受けました新魚目総合体育館大規模改修事業の実施設計業務委託料、監理業務委託料及び工事請負費を計上してございます。

歳入につきましては、9款、1項地方交付税に10万5,000円の追加で、今回補正の一般財源所要額の計上でございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金は1億4,600万円の増額で、離島活性化交付金でございます。

20款、1項町債は、新魚目総合体育館大規模改修事業に辺地債1億5,090万円を計上してございます。

以上で議案第10号、平成29年度新上五島町一般会計補正予算（第8号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

（降壇）

**○議長（坪井泰助君）**

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○14番（中山正和君）**

予算そのものには別に異論はございませんが、この新魚目体育館は片側が完全に塞がっておりまして、夏は風通しが悪くて非常に蒸し暑いというところがございます。ですから、せっかくの大規模改修ですので、そこら辺を軽減できるような措置が何かできないものなのか、検討をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○生涯学習課長（宇戸佐一郎君）**

屋根を含めて大規模改修の予定をしておりますので、その夏場の空気の調整ですね、そこら辺というのを考慮して考えていきたいと思っております。

以上です。

**○14番（中山正和君）**

よろしくをお願いします。

**○議長（坪井泰助君）**

よろしいですか。

ほかにありませんか。

**○5番（住屋良儀君）**

考えていきたいというのは、この予算の中に当然それも含まれて、予算を上げてい

るかどうかっていうことですよ。新たに考えるっていうことだったら、この予算の範囲内に収まらないんじゃないですか。そこら辺をもうちょっと説明しないとね、考えていきますって言って、また新たに補正予算を上げますよじゃあ、話にならんよ、それはね。そこら辺はどうなんでしょう。

**○生涯学習課長（宇戸佐一郎君）**

大変失礼いたしました。工事の一応の予定なんですけど、その中に空調設備、換気設備の改修というのも行うようになっております。一番のメインっていうのは、第一競技場のメインアリーナ屋根の改修。それと、第二競技場の武道場屋根の改修。外壁の改修、玄関等の建具改修、第一競技場と第二競技場の床の改修、非常電源としての自家発電設置、照明のLED改修、非常備蓄倉庫の整備、トイレの設備改修等を予定しております。以上です。

**○5番（住屋良儀君）**

いろいろ体育館の補修もしていただいていると思うんですけどね。もともと、武道場あたりは建設当時から雨漏りがしていたと。やはり、やりかえるときに、そこら辺の原因究明をしっかりとやっていただきたいと。

それとまた、予算があればですけども、テニスコート面の網戸ってというのが、テニスの練習中に、したらいけないんでしょうけれども壁当てをして、結構、テニスボールが当たって、網戸の張りかえを何回かしたことがあるんですよ。だから、そういった中で、例えば、格子なんかを設置できれば、その格子でボールが網戸に当たらないような方法とか、そこら辺まで……。どうせするんだったらしてほしい。ただ、本来なら、テニスボールの壁当てをあそこにしてほしくないんですけども、ただ、やはりするし、ボールは飛んでいくもんだからですね。だから、網戸の補修っていうのをされているみたいですよ。

そこら辺の状況も踏まえながら、実情を再度調査しながら、施工に当たっては考慮していただきたいと、そういうふうに思っています。

**○生涯学習課長（宇戸佐一郎君）**

直ちに実施設計のほうに入りたいと思っておりますので、そこら辺も考慮して進めていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（坪井泰助君）**

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**○議長（坪井泰助君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

**○議長（坪井泰助君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（坪井泰助君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「平成29年度新上五島町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○総合政策課長（小柳哲也君）（登壇）**

こんにちは。それでは、議案第11号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について御説明申し上げます。

議案集7ページをお願いいたします。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案第11号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について御説明申し上げます。

8ページをごらんください。

似首辺地に係る総合整備計画書であります。

この計画は、平成29年度国の補正予算に係る離島活性化交付金により整備を行う新魚目総合体育館に辺地債を充当するために、交付税措置が有利な辺地債の借り入れを予定するため、辺地総合計画を策定するものであります。

計画書は、辺地法第3条第2項の規定に基づき、1. 辺地の概要、2. 公共的施設の整備を必要とする事情、3. 公共的施設の整備計画の3項目について作成しております。

なお、計画期間は5年間となります。

3. 公共的施設の整備計画をごらんください。

計画期間は、平成29年度から平成33年度までとしてあります。

事業費は2億9,700万5,000円。財源内訳は特定財源として1億4,600万円、残り1億5,100万5,000円が一般財源であります。このうち、1億5,090万円を辺地対策事業債の借り入れを予定するものであります。

また、参考として、議案説明資料の1ページから2ページにかけて、辺地度点数算定表と、所在地を示した地図を添付いたしております。

また、この辺地総合整備計画の策定については、あらかじめ県との協議が必要でありますので、先に協議を行い、県からは平成30年1月17日付で異議なしとの回答を得て



おります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。（降壇）

**○議長（坪井泰助君）**

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**○議長（坪井泰助君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

**○議長（坪井泰助君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（坪井泰助君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本臨時会における議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（坪井泰助君）**

異議なしと認め、議会会議規則第45条の規定により、その整理権を議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって平成30年新上五島町議会第2回臨時会を閉会いたします。

＝午後1時31分 閉会＝



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

新上五島町議会議長 坪 井 泰 助

新上五島町議会会議録署名議員 河 内 一 彦

新上五島町議会会議録署名議員 川 口 昭 一